

届出書の記載例

第七号様式（第十六条関係）

（A4）

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結 の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成 年 4月 日

届出時の免許証番号 愛媛県()第 号
商号又は名称 霞ヶ関不動産株式会社
郵便番号 -
主たる事務所の所在地 愛媛県松山市一番町 丁目 番 号
氏名 愛媛 太郎 印
電話番号 089 - -
ファクシミリ番号 089 - -

愛媛県知事 殿 (免許行政庁あて)
(地方整備局長、 県知事)

保険のみを選択した場合、「全て保険のため省略」と記載することにより、届出書のうち「2」を省略して提出することが可能。

記

1 基準日 平成 年 3月 31日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について 全て保険のため省略 保険のみの場合

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅(その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

供託に係る新築住宅の戸数(床面積55㎡以下と共同分譲の戸数を除く)を記載 800

(2) その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅(令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

床面積55㎡以下の戸数(共同分譲の戸数を除く)を記載 60

法第11条第3項の算定特例適用後の戸数(□ × 0.5)

30

(3) 令第6条第1項に規定する販売新築住宅(その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。)の戸数

共同分譲の戸数(55㎡以下の戸数を除く)を記載 ニ 137

令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
5分の3	負担割合ごとの合計戸数を記載 77	46.2
2分の1	特例適用前の戸数 × 自社の瑕疵負担割合 30	30
合計戸数		ニ 137
		ホ 76.2

自社の負担割合を記載。割合は「 $\frac{\quad}{\quad}$ %」と記載してもよい。

(4) その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、令第6条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

ハ 200

法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
4分の3	80	30
2分の1	特例適用前の戸数 × 自社の瑕疵負担割合 × 0.5 30	30
合計戸数		ハ 200
		ト 60

(5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ 966.2

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数 リ 3050.1

2-3 〔1の基準日前の10年間に届け出た戸数(本様式「チ」の合計)〕 + 〔今回の届出書「チ」に記載する戸数〕 を記載 基準額 262,004,000円

2-4 金銭の供託 当該基準日までに供託した全てについて記載(2-5と2-6も同じ。)

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
松山地方法務局	平成21年 月 日	第 号	174,000,000円
松山地方法務局	平成 年 月 日	第 号	71,000,000円
			(計)又 245,000,000円

(別記算式)

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行金額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

国債証券：100%
 地方債証券・政府保証債：90%
 上記以外：80%
 割引債は、左記の別記算式による算出した額を加えた額を額面金額とし、上記割合を乗ずる。

2 - 5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
松山地方 法務局	平成 年 月 日	第 号		第 1 2 回	3 1 2 ~ 3 3 2	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000円
松山地方 法務局	平成 年 月 日	第 号		第 2 0 回	1 0 5 ~ 1 2 5	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000円
松山地方 法務局	平成 年 月 日	第 号		第 8 回	8 3 ~ 1 3 3	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計) 14,000,000円		(計)ル 11,800,000円

2 - 6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
松山地方 法務局	平成 年 月 日	第 号		5,250,000円
				(計)ヲ 5,250,000円

2 - 7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ + ル + ヲ = 262,050,000円

3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
株式会社住宅あんぜん保証	2 0 0
財団法人住宅保証機構	1 6 5
合計戸数	3 6 5

4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の

合計戸数 「イ」+「ロ」+「ニ」+「ヘ」+「3」の合計戸数を記載 562

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
 注3 2-1(3) 及び(4) の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
 注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
 注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。